

## 新潟市景観形成推進組織助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市景観条例（平成19年新潟市条例第12号、以下「条例」という。）第24条の規定により認定された景観形成推進組織（以下「推進組織」という。）に対して交付する条例第25条第2項の規定に基づく助成（以下「助成金」という。）に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付の対象となる活動)

第2条 市長は、推進組織に対して次の各号に該当する活動に要する経費の一部を助成することができる。

- (1) 景観の形成のための学習会、プランづくり等の調査・研究活動
- (2) 景観の形成のための研修会、講演会の開催及び広報紙、パンフレットの作成等の啓発活動
- (3) その他景観の形成のために必要な活動

(助成金の額)

第3条 前条の規定により交付する助成金の額は、第4条の規定により申請された額のうち市長が必要と認める額とし、次の各号のとおりとする。ただし、予算の範囲内とし、同一の推進組織にあっては5年度を超えては交付しない。

- (1) 申請の初年度については、200,000円を限度とする。
- (2) 2年度目以降の申請については、助成対象経費の2分の1以内かつ100,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した助成額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(助成金の交付の申請)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする推進組織は、申請書に次に掲げる書類を添え

て市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）に係る収支  
予算書
- (2) 助成対象活動に係る活動計画書
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（助成金の交付の決定）

第5条 市長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付けることができる。

3 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、その決定の内容（交付の条件を付したときは、その決定の内容及び条件）を、助成金の不交付の決定をしたときは、その旨を、すみやかに助成金の交付の申請をした推進組織に通知するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市税を滞納している推進組織は、原則として、助成金を受けることができない

（活動内容の変更の承認等）

第6条 前条により助成金の交付の決定を受けた推進組織（以下「助成対象推進組織」という。）は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象活動の内容又はこれに係る予算を変更しようとするとき。ただし、軽微なものを除く。

(2) 助成対象活動を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該助成対象推進組織に係る助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により変更した場合に準用する。

(調査及び指示等)

第7条 市長は、助成金の適正化を図るため必要があると認めるときは、助成対象推進組織に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又はその同意を得て、その活動状況を調査することができる。

2 市長は、前項の規定により、活動の状況が適正でないと認めたときは、助成対象推進組織に対し必要な処置を求めることができる。

(実績報告)

第8条 助成対象推進組織は、助成対象活動が完了したときは、実績報告書に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。助成対象活動が完了以前に助成金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときも同様とする。

2 前項の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、実績報告書に市長が別に指定する書類を添付しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、当該助成対象推進組織にその旨を通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、助成対象推進組織が次の各号の一に該当すると認めるときは、活動助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- (2) 不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 正当な理由なく第7条の規定による市長の指示に従わなかったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第5条第3項の規定は、前2項の規定により取消しをした場合に準用する。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関しすでに助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額を越えて助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(様式)

第12条 この要綱による申請、報告書その他の書類の様式は、別表に掲げる別記様式のとおりとする。

2 市長は、前項の規定による様式によりがたいと認めるときは、そのつどこれを変更することができる。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日をもって失効する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

## 別表

名 称	様 式 番 号
第 4 条第 1 項の規定による申請書	別記様式第 1 号
第 5 条第 3 項の規定による通知書	別記様式第 2 号
第 6 条第 1 項の規定による申請書	別記様式第 3 号
第 6 条第 3 項の規定による通知書	別記様式第 4 号
第 8 条第 1 項の規定による実績報告書	別記様式第 5 号
第 9 条第 2 項の規定による通知書	別記様式第 6 号
第 10 条第 3 項の規定による通知書	別記様式第 7 号
第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知書	別記様式第 8 号

年 月 日

(宛先) 新潟市長

推進組織の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名

### 助成金交付申請書

助成金の交付を受けたいので、景観形成推進組織助成金交付要綱により、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 助成対象活動の目的及び内容
- 2 助成対象経費
- 3 交付申請額及びその算出方法
- 4 助成対象活動の着手予定年月日
- 5 助成対象活動の完了予定年月日
- 6 情報の公表の内容、方法及び時期
- 7 添付書類
  - (1) 収支予算書
  - (2) 活動計画書
  - (3) 市税の納税証明書（市税の課税がない法人及び個人や非課税団体などは省略可）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長

助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金については、景観形成推進組織助成金交付要綱により、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 1 交付決定額（不交付の理由）
- 2 交付の条件

年 月 日

(宛先) 新潟市長

推進組織の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名

助成対象活動変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定のあった活動について、  
下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、景観形成推進組織助成金交付要綱により申  
請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更予定年月日

第 号  
年 月 日

様

新潟市長

助成金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した助成金については、景観形成  
推進組織助成金交付要綱により、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由

年 月 日

(宛先) 新潟市長

推進組織の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名

### 助成対象活動実績報告書

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定のあった活動が完了（を  
廃止）したので、景観形成推進組織助成金交付要綱により、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 交付決定額及びその精算額
- 2 助成対象活動完了年月日
- 3 助成対象活動の成果
- 4 助成対象活動の清算に係る収支明細
- 5 情報の公開の状況
- 6 添付書類
  - (1) 収支決算書
  - (2) 活動報告書

第 号  
年 月 日

様

新潟市長

助成金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった活動に対する助成金について、景観形成推進組織助成金交付要綱により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付済額
- 3 確定額

第 号  
年 月 日

様

新潟市長

助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した助成金については、景観形成  
推進組織助成金交付要綱により、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付決定取消し額
- 3 取消し理由

第 号  
年 月 日

様

新潟市長

助成金の返還について

年 月 日付け 第 号で金額の確定した（交付決定の取消しをした）  
助成金については、景観形成推進組織助成金交付要綱により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還額
- 2 返還期限
- 3 返還理由